お金のおはなし Q&A　No. 26　～もらえる奨学金～

給付型奨学金について

Q：進学を希望している高校3年生の子どもがいます。もらえる奨学金制度ができたと聞きましたが、金額はいくらですか。また我が家は対象になるでしょうか。

A：日本学生支援機構（以下、「JASSO」）からもらえる奨学金「給付型」の金額が拡充されました。「高等教育の就学支援新制度」の支援の一つです。

対象となるのは「住民税非課税世帯とそれに準ずる世帯」です。非課税世帯の年収目安は、4人家族（両親、学生本人、中学生の兄弟姉妹1人）で約270万円（第Ⅰ区分、給与所得の場合）までです。準ずる世帯の年収目安は約300万円（第Ⅱ区分）までと約380万円（第Ⅲ区分）までです。

家族構成などで目安は異なりますので、JASSOの進学資金シミュレーター（※）で具体的に確認しましょう。

給付型奨学金は、進学先の学校の種類と通学形態で金額が決まっています。例えば私立の大学や専門学校は自宅生で年額約46万円、自宅外通学は約91万円です。

以前は同自宅外通学で48万円でしたから、仕送りをする保護者にもたいへん助かります。

この制度のもう一つの支援が「授業料等減免の創設」です。例えば私立大学は入学金約26万円までと年間授業料約70万円までが免除になります。私立の専門学校は入学金約16万円と年間授業料約59万円までです。

「準ずる世帯」は、その区分に応じて奨学金給付額と授業料等減免は上記の⅔または⅓までの段階的支援になります。申請時、所得確認のためにJASSOへ保護者などと本人のマイナンバーを提出します。

二つの支援の申請窓口は異なります。給付型奨学金はJASSOです。在学する高校経由（予約採用）で生徒本人が申し込みます。進学後に進学先経由で申請する在学採用もあります。

授業料等減免は進学先が窓口です。給付型奨学金の対象に決定したら、進学後に手続きをします。

注意点もあります。家計基準には一定の資産基準（申請）と生徒本人の学力基準（学修意欲）があります。

一般的には高校3年生の春ごろ、高校でこの奨学金の説明会がありますので、しっかりと制度内容を確認しましょう。

もらえる奨学金には他の制度もあります。例えば栗山町の**「松原記念奨学基金制度」**は、経済的理由で進学が困難な学生のための月額3万円の給付型奨学金です。さらに進学先の大学などの独自制度として給付型や授業料減免タイプが増えています。

また、卒業後に返す貸与型奨学金を助成する制度として**「栗山町Uターン等促進奨学金返済助成」**があります。要件に該当すると年15万円を上限として3年間助成を受けられます。

このように、奨学金にはいろいろな制度があるので、経済的な理由で進学を迷っている場合も、あきらめずに親子で調べてみましょう。

※日本学生支援機構進学資金シミュレーター
https://shogakukin-simulator.jasso.go.jp/

星　洋子（ほし　ようこ）
CFP®、1級FP技能士、1級DCプランナー、認定心理士、住宅ローンアドバイザー。一般企業で就業中、自身の家計の見直しのためにFPの資格を取得。ライフプランを提案する独立型FPとしてセミナー講師、相談業務などを中心に活躍中。

奨学金返済額を助成します！
栗山町Uターン等促進奨学金返済助成事業

◆対象の奨学金
- 独立行政法人日本学生支援機構の第1・2種奨学金
- 全国社会福祉協議会生活福祉基金貸付制度の教育支援資金等

◆対象者

栗山町に住民登録されている方で、次の全てに該当する方
- 大学などを令和元年1月以降に卒業した方
- 町内の企業などで正規に雇用（公務員などを除く）された方
- 資格申請日から5年間栗山町に居住する意思がある方
- 資格申請をする年の4月1日現在で27歳以下の方
- 奨学金貸与額が総額50万円以上の方
- 町税などの滞納がなく、暴力団関係者ではない方

◆助成額

1年間の返済額の½以内で、上限年15万円を3年間助成

◆助成を受けるには

助成資格の条件が揃った年の3月31日までに資格登録申請

※奨学金返済を開始した翌年から助成されます。

【申請先・問い合わせ】
町若者定住推進課
☎㉝7521

栗山町史編さん委員会を開催

令和元年11月27日、栗山町史編さん委員会が開催され、第3巻本史編と別巻Ⅱ（資料編・CD版）の進捗状況などについて協議を行いました。会議では、町史の全体構想、内容、目次案などを説明し、各委員から意見を伺い、今後のスケジュールについて確認しました。

また、各編さん推進員が進めている現段階での粗原稿を提示し、内容などを報告しました。今後も引き続き、刊行に向けて鋭意取り組んでいきます。

さて、平成は31年と4カ月で幕を閉じましたが、この間、町にとって節目となる記念式典が3回ありました。平成10年11月の「栗山町開拓110年・町制施行50年」、平成20年11月の「栗山町開拓120年・町制施行60年」、そして平成30年11月の「栗山町開拓130年・町制施行70年」の記念式典です。

これらの模様は、それぞれ町制作の映像作品として残されています。また、平成の主な出来事は項目ごとに毎年撮影し、記録映像として保存されています。

今回刊行する栗山町史第3巻も、平成の変遷を記述し、その足跡を明らかにするような内容になっています。町で記録されている映像と併せ、これらの遺産が令和以降へと引き継がれていくことを願って、編さん作業を進めています。（衣川）

【問い合わせ】
町史編さん室
☎㊻7820

栗山町史編さん委員会の様子

空き家の所有者を支援します！

【問い合わせ】町若者定住推進課　☎㉝7521

栗山町空き家利活用促進事業

●対象者（次の全てに該当する方）

①町内で空き家を所有している
②所有する空き家を売買、賃貸など利活用する（ただし、斡旋および仲介などを目的とした事業者は除く）
※本人や三親等以内の親族による利用を目的とする場合も対象になりません。
③所有する空き家が町の空き家バンクに登録済みか登録予定
④町税などの滞納がない
⑤暴力団関係者でない

●支援内容

空き家リフォーム助成

建設業法の規定による建設業の許可を受けている町内事業者が施工するリフォーム工事で、対象工事費が20万円以上（消費税を除く）の工事費用の一部助成

◆助成金額

対象工事費の½以内
（上限額20万円）
※併用住宅の場合、居住部分の床面積を住宅全体の床面積で除して得た割合に工事費を乗じた額です。
※他の補助金などを受けた場合、当該補助金などに係る工事費を除外した額です。
※同一家屋のリフォームは、2回以上助成できません。

空き家家財等処分助成

利活用を目的に空き家内の家財などを処分する費用の一部助成

①町内事業者で一般廃棄物収集運搬許可業者が実施するもの
②処分に要した費用の総額が10万円以上（消費税を除く）であること
③家財処分に要する運搬作業費用
※引越しなどの運搬は助成対象になりません。

◆助成金額

対象経費の½以内
（上限額10万円）